【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年 2 月14日

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木 坂 隆 一

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1488(代表)

【事務連絡者氏名】 企画管理本部 企業戦略部長 山 田 大 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 (03)5600-1488(代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2025年2月14日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、中期経営計画(2023年3月期~2025年3月期)の基本方針の1つである「選択と集中」に基づく生産 最適化に向け検討を進めてまいりました。検討の結果、北上工場の一部設備は遊休資産となり、「固定資産の減 損に係る会計基準」に基づき、固定資産の減損損失を特別損失として計上しました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2025年3月期第3四半期決算において、下記の通り減損損失を特別損失として計上いたしました。

(個別)

減損損失 1,536百万円

(連結)

減損損失 1,536百万円